

令和3年度岡山県オリンピック・パラリンピック教育推進事業 (オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業(スポーツ庁委託事業)) 実施要項

1 目的

オリンピック・パラリンピック教育推進校でオリンピック・パラリンピック教育を実施することにより、児童生徒のオリンピック・パラリンピックへの関心を高め、スポーツの価値や効果の再認識を図るとともに、規範意識の涵養、国際・異文化理解、共生社会への理解等を深める。

2 事業期間

県立学校…県とスポーツ庁の委託締結日から令和4年1月31日(月)まで
市町村立学校…県と市町村の再委託締結日から令和4年1月31日(月)まで

3 対象

県内の小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校から応募のあった学校のうち、岡山県教育庁保健体育課が審査の上、オリンピック・パラリンピック教育推進校として指定した学校。

4 事業内容

(1) 県内の学校からオリンピック・パラリンピック教育推進校(以下「推進校」という。)を指定し、事業を展開する。

(2) 推進校では、次の4つの事業を行う。

①オリンピック・パラリンピックそのものを学ぶ教育実践、オリンピック・パラリンピックを通じた教育実践、ICT 機器等を活用した、「新しい生活様式に対応したオリパラ教育」による教育実践を以下のテーマから選択し、実施する。

<テーマ>

I スポーツ及びオリンピック・パラリンピックの意義や歴史に関する学び

【実践例】○オリンピックについて調べたことを基に、オリンピックドリルを作成する。

○パラリンピックについて調べたことを、文化祭で発表する。

○パラリンピアンとオンライン会議システムを活用した交流会を実施する。

II マナーとおもてなしの心を備えたボランティアの育成

【実践例】○ボランティアについて学び、地域のマラソン大会等にボランティアとして参加する。

○外国から日本に来る方々を気持ち良く迎えるために、地域のクリーン活動を行う。

III スポーツを通じたインクルーシブな社会(共生社会)の構築

【実践例】○シッティングバレーボールやゴールボール等パラリンピックの競技体験を通じて、共生社会について考える。

○ボッチャの歴史やルールを学び、地域の方と一緒に楽しめるボッチャ大会を開催する。

IV 日本の伝統、郷土の文化や世界の文化の理解、多様性を尊重する態度の育成

【実践例】○ホストタウンについて調べ、その国の遊びを体験したり、音楽を聴いたりしてみる。

○自分が観戦したいオリンピック・パラリンピックの種目を絵や習字で表現する。

V スポーツに対する興味・関心の向上、スポーツを楽しむ心の育成

【実践例】○トップアスリートを招聘し、運動遊びを親子でふれあいながら体験する。

○運動会や体育祭で、聖火リレーを行ったり、自分達で考えたオリンピック・パラリンピックに関連した種目を行ったりする。

- ②教育実践の報告書の作成（A4判2ページ程度）
- ③地域セミナー(事業説明会)への参加（令和3年4月下旬～5月中旬）
- ④地域ワークショップ(事業報告会)への参加（令和4年1月下旬～2月中旬）

5 教育実践

- ・各教科や特別活動、学校行事等との関連を図りながら計画的に取り組む。
- ・オリンピック・パラリンピアン等講師を招聘し、講演・交流・実技等を行う場合、単発的なイベントとならないよう、事前・事後学習を行うこととする（講演のみの実践は不可）。

6 事業経費

県は市町村に対して予算の範囲内で事業に要する経費（借損料、諸謝金、旅費、消耗品費等）を委託費として支出する。（県立学校に対しては令達）

- ・1校あたりの経費（見込み） 100,000円～150,000円程度

7 事業の流れ（予定）

	内 容	実施時期	締切日
1	・推進校募集	令和3年1月下旬～2月中旬	令和3年2月17日（水） ※市町村（組合）立学校 令和3年2月22日（月） ※県立学校、市町村教委
2	・推進校決定通知の送付	令和3年2月下旬	
3	・事業計画書提出	令和3年2月下旬～3月上旬	令和3年3月10日（水） ※県立学校、市町村教委
4	・県とスポーツ庁の契約締結 ・県と各市町村再委託契約締結	令和3年4月上旬～中旬	
5	・地域セミナー(事業説明会)開催	令和3年4月下旬～5月中旬	
6	・各推進校での教育実践	再委託契約締結後～	
7	・事業報告書等提出		事業終了後10日以内 ※県立学校、市町村教委
8	・地域ワークショップ(報告会)開催	令和4年1月下旬～2月中旬	

※本県とスポーツ庁との契約後、市町村等と再委託契約を行うため、推進校での教育実践がスタートするのは令和3年4月中旬以降となる。

8 その他

- (1) 推進校においては、事業効果検証のためにアンケートの実施をお願いする。
- (2) 事業内容等は、報道機関や県教育庁保健体育課HPを通じて積極的に公開する。その際、写真等の使用について同意を得ること。
- (3) 本事業に係る質問等については、県教育庁保健体育課学校体育班（086-226-7592 担当：佐野）へお問合せください。